（１）覚書の作成例（ひな形）

|  |  |
| --- | --- |
| 小規模保育事業等の連携施設の設定に関する覚書（ひな形）〇〇法人○○　○○〇〇園（以下「甲」という。）と株式会社○○○　〇〇〇保育事業○○保育園（以下「乙」という。）は、連携施設の設定について、次のとおり覚書を締結するものとする。（目的）第１条　この覚書は、甲と乙がそれぞれ運営する施設間において四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条における連携内容について定めることを目的とする。（卒園後の受け入れ）第２条　甲は、乙の卒園児が就学前まで利用できる枠を〇名以上確保する。２　甲は毎年６月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙へ報告する。３　乙は毎年７月末までに甲への入園を希望する者の数を調査し、報告する。４　甲は、前項の報告により翌年度４月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。５　甲は、乙の卒園児の保護者が卒園後の受け入れを希望した場合には、前項で定める人数の卒園児を甲で確実に受入れできるよう、毎年度受入れ体制を整えるものとする。６　乙は、甲への進級が決定した乙の卒園児を甲が円滑に受入れできるようにし、当該卒園児の保育に必要な情報（当該卒園児の保護者に事前に同意を得たものに限る。）を提供するものとする。（保育内容への支援）第３条　甲は、乙の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。２　甲は、乙の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として、甲の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。３　甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。４　甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。（代替保育の提供） 第４条　甲は、乙の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。２　乙は、甲に対して、乙の施設へ代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員１人につき○○，○○○円（１日あたり）を支払うものとする。３　乙は、甲に対して、乙の児童を甲の施設で保育することを依頼する場合には、児童は児童１人につき○，○○○円（１日あたり）を支払うものとする。（食事の提供）第５条　甲は、次の各号に配慮し、乙の児童に対し食事を提供する。１　児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月〇〇日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙に提出する。２　アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。３　乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処理した上で、乙の責任で児童に食事を提供する。４　乙は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。(１)　第１項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲へ連絡する。(２)　アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第１項の献立表等により除去食の内容を確認する。５　乙が甲に依頼する食事数量の連絡や代金清算の方法は、別途、定める。（事故への対応）第６条　交流事業等における甲施設及び乙事業の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。２　利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。（連携に係る経費の負担）第７条　乙事業は甲施設に対して、連携施設経費として月額〇〇〇〇円を負担する。２　甲施設は乙事業に対して、連携をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。３　乙事業は甲施設からの請求書を受領してから３０日以内に遅滞なく支払うこととする。（効力の期間）第８条　この覚書の効力は、令和　年　月　日より○年間とし、双方から別段の意思表示がない場合は、自動更新するものとする。（変更）第９条 変更及び解除する場合、乙事業に在籍する児童及びその保護者に最大限配慮して、適用の時期その他の対応について、甲乙協議の上、決定するものとする。（信義誠実の原則）第10条　甲と乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。（疑義の決定）第11条　この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。　　　　この覚書を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。　　　　　　令和　　年　　月　　日甲 　四国中央市△△町□丁目□番□号〇〇法人○○〇〇園理事長 　　○○ ○○ 印　　　乙　 四国中央市△△町□丁目□番□号株式会社　○○○代表取締役　 ○○ ○○ 　印 | 【記入時の注意事項】①事業種別（社会福祉法人、学校法人、株式会社等の別）と施設名称を明確に記入します。第２条から第７条の詳細内容については両者協議の上決定してください。②連携先と連携元を明確にします。どちらの事業者がどちらの事業者に対して行うものかをわかりやすく記入してください。③第２条：**卒園後の受入枠は最低人数を記入**します。年度ごとに設定人数以上の人数を受け入れることは可能です。ただし、設定人数を下回る可能性のあるような表現は記入しないでください。（優先入所枠確保のため）不適切な例：「原則３人以上確保する。ただし、毎年の在園児の入所状況により変更することがある。」④第②条：認定こども園は1号認定と2号認定の人数を分けて記入します。⑥第４条：金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。⑦第7条：金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。⑩第8条：期間を明記します。連携先となる**保育所・幼稚園・認定こども園が開所予定施設の場合**、次の文言を加えてください。『この覚書の効力は、令和●年●月●日から●年間とする。ただし、第２条に定める卒園後の受け入れについては令和●年●月●日より効力が発生する。２　甲が運営する施設が令和●●年４月１日に開所できない場合は、前項の効力は無効となる。』 |